徳島県発達障がい者総合支援プラン
（第４期）
（素案）



令和　　年　　月

徳　島　県

徳島県発達障がい者支援地域協議会

目　次

第１章　プランの概要

１　プラン策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　プランの期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３　プランの基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
４　プランの基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
５　発達障がいとは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
６　施策体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
７　ライフステージ関係図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２章　基本方針に基づいた施策の概要

Ⅰ　地域における支援環境の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　１　身近な地域での相談支援体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　２　災害への備え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

Ⅱ　ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実 ・・・・・・・・・・ 9
　１　乳幼児期における支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

　２　就学期における支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　①就学期における発見と支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
　　②就学期における支援体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　　③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ ・・・・・・・・・・・ 13

　３　成人期における支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　①高等教育機関における支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　　②就労と定着に向けた支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
　　③自立、社会参加に向けた支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

Ⅲ　社会の正しい理解の促進とインクルージョンの推進 ・・・・・・・・・・・19

用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第１章　プランの概要

1 プラン策定の趣旨

本県では、平成２８年３月に「徳島県発達障がい者総合支援プラン」、平成３１年３月には「徳島県発達障がい者総合支援プラン（第２期）」、令和５年３月には「徳島県発達障がい者総合支援プラン（第３期）」を策定し、医療、保健、福祉、教育及び就労の関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の整備、保護者支援、人材育成をはじめ、地域の支援体制へのバックアップなど、発達障がい者及びその家族への支援を総合的、計画的に進めてきました。その結果、発達障がいに対する県民の理解は進み、発達障がい者やその家族への支援は着実に成果を上げています。

一方、長引く物価の高騰、社会全体のデジタル化の進展、人手不足とりわけ福祉人材の確保困難など、発達障がい児者を取り巻く環境はめまぐるしく変動しています。

また、近年の自然災害の激甚化、頻発化や大地震への警戒の高まりを受け、更なる防災・避難における支援体制の強化が求められています。

加えて、特殊詐欺やＳＮＳ犯罪などの手口の複雑化・巧妙化が進んでおり、発達障がいのある人の特性が悪用され、被害に遭いやすいというリスクも高まっており、これまで以上に本人に寄り添った、きめ細かな支援が必要です。

さらに、令和７年度に実施した「発達障がい児者支援に関する実態調査」では、医療、療育（※1）機関等社会資源の不足や専門的知識を持つ人材の不足、家族に対するサポートの強化、当事者同士の交流機会の確保などの課題やニーズが、あらためて浮き彫りになりました。これらの課題やニーズに対応していくためにも、これまで以上に、各関係機関が連携し、支援の充実・強化を図るとともに、発達障がいに対する正しい理解の促進や啓発活動に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、令和８年度徳島県発達障がい者支援地域協議会において、第３期４年間の取組を検証するとともに、今後の新たな取組について検討いただき、令和９年度から３年間の指針となる「徳島県発達障がい者総合支援プラン（第４期）」を策定しました。

本計画に基づき、今後も、発達障がい者とその家族が「乳幼児期」から「成人期」まで各ライフステージに応じた支援を受け、身近な地域で安心して生活を送れるよう、関係機関相互の連携を深め、発達障がい者の自立と社会参加に向けた取組を進めてまいります。

2 プランの期間

このプランは、令和９年度から令和１１年度までの３年間とし、その取組をまとめています。

3 プランの基本理念

障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支えあう、安心と未来への希望に満ちた徳島づくり

4 プランの基本方針

基本方針Ⅰ　地域における支援環境の充実

１　身近な地域での支援体制の強化

発達障がい児者とその家族にとって、身近な地域で相談ができ、必要な支援が受けられることが基本であるため、県・市町村・相談支援事業所等の役割分担と連携のもと、地域における支援者の専門性や対応力の向上等、支援体制の充実を図ります。

２　災害への備え

近年の自然災害の激甚化、頻発化や、今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に備え、災害時における発達障がい児者への支援体制の充実が求められます。そのため、支援者の専門性や対応力の向上をはじめ、発達障がい児者やその家族等が、自ら災害対応力を高められるよう取り組みます。

基本方針Ⅱ　ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

１　乳幼児期における支援の充実

「乳幼児期」においては、早期発見・早期支援が重要であることから、健康診査の充実、支援者の専門性の向上、支援体制の強化を図ります。また、保護者の子育てに対する不安感、負担感を軽減するため、発達障がいの特性についての知識や対応方法について情報を提供する等、保護者支援の充実に取り組みます。

２　就学期における支援の充実

教職員等の支援の質の向上を目指し、特別支援教育に関する研修の機会の拡充や「ポジティブ行動支援（※2）」の継続及び発展的な取組の推進を図るとともに、特別支援学校の児童生徒が活躍できる地域貢献活動の実施や、企業や福祉施設等と連携したキャリア教育の推進等、地域と一体化した教育活動を促進することで、地域の支援力の向上に取り組みます。

３　成人期における支援の充実

進学や就労に向けて、高等教育機関や労働関係機関と連携し、自己理解の促進、就労準備支援の充実等に取り組みます。また、本人への職場定着支援の強化を図るとともに、企業に対する理解の促進に積極的に取り組みます。

社会参加の促進に向けて、ピアサポートの充実や、生涯を通じた学びや余暇活動の場の確保に取り組みます。

ひきこもり等の二次障がい（※3）への対応や家族支援の充実等、自立した社会生活のための支援に取り組むとともに、成人期の相談に対応できる支援者の養成や専門性の向上を図ります。

基本方針Ⅲ　社会の正しい理解の促進とインクルージョンの推進

１　社会の正しい理解の促進

発達障がい児者が、その人らしく社会生活を送るためには、周囲の正しい理解と支援が必要です。関係機関が協力・連携し、地域社会に正しい理解が広がるよう、積極的な啓発に努めます。

5 発達障がいとは

自閉症やアスペルガー症候群等、通常、小さい頃から症状が現れる脳機能の障がいです。コミュニケーション障がいや、パターン化した行動、衝動的な行動が見られますが、障がいの特性や程度には個人差があります。



参考：発達障害ナビポータル

6 施策体系図

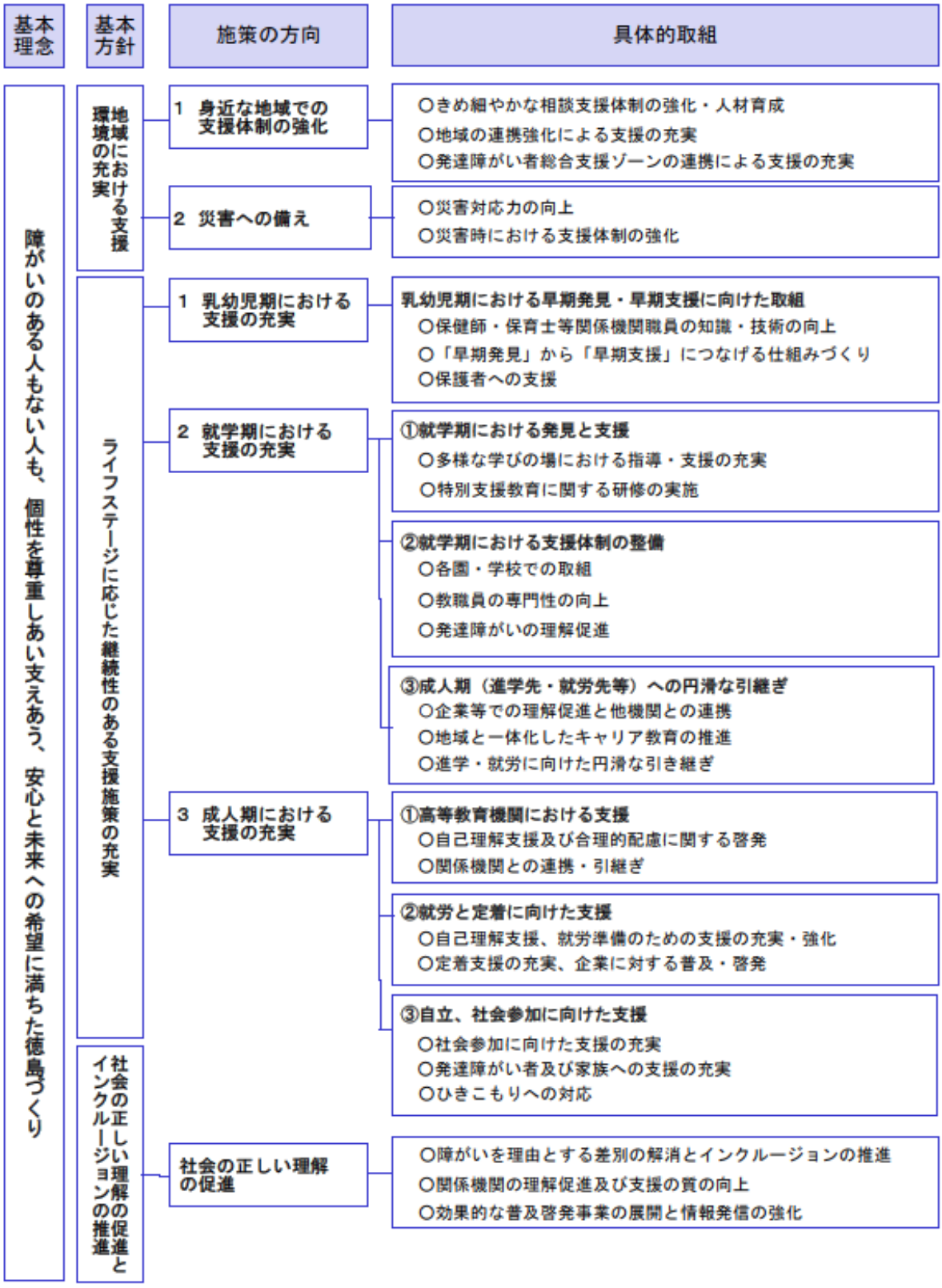
基本理念
基本方針
施策の方向
具体的取組
障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支えあう、安心と未来への希望に満ちた徳島づくり
地域における支援環境の充実
1 身近な地域での支援体制の強化
○きめ細やかな相談支援体制の強化・人材育成
○地域の連携強化による支援の充実
○発達障がい者総合支援ゾーンの連携による支援の充実
2 災害への備え
○災害対応力の向上
○災害時における支援体制の強化
ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実
1 乳幼児期における支援の充実
乳幼児期における早期発見・早期支援に向けた取組
○保健師・保育士等関係機関職員の知識・技術の向上
○「早期発見」から「早期支援」につなげる仕組みづくり
○保護者への支援
2 就学期における支援の充実
①就学期における発見と支援
○多様な学びの場における指導・支援の充実
○特別支援教育に関する研修の実施
②就学期における支援体制の整備
○各園・学校での取組
○教職員の専門性の向上
○発達障がいの理解促進
③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ
○企業等での理解促進と他機関との連携
○地域と一体化したキャリア教育の推進
○進学・就労に向けた円滑な引き継ぎ
3 成人期における支援の充実
①高等教育機関における支援
○自己理解支援及び合理的配慮に関する啓発
○関係機関との連携・引継ぎ
②就労と定着に向けた支援
○自己理解支援、就労準備のための支援の充実・強化
○定着支援の充実、企業に対する普及・啓発
③自立、社会参加に向けた支援
○社会参加に向けた支援の充実
○発達障がい者及び家族への支援の充実
○ひきこもりへの対応
社会の正しい理解の促進とインクルージョンの推進
社会の正しい理解の促進
○障がいを理由とする差別の解消とインクルージョンの推進
○関係機関の理解促進及び支援の質の向上
○効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化

7 ライフステージ関係図

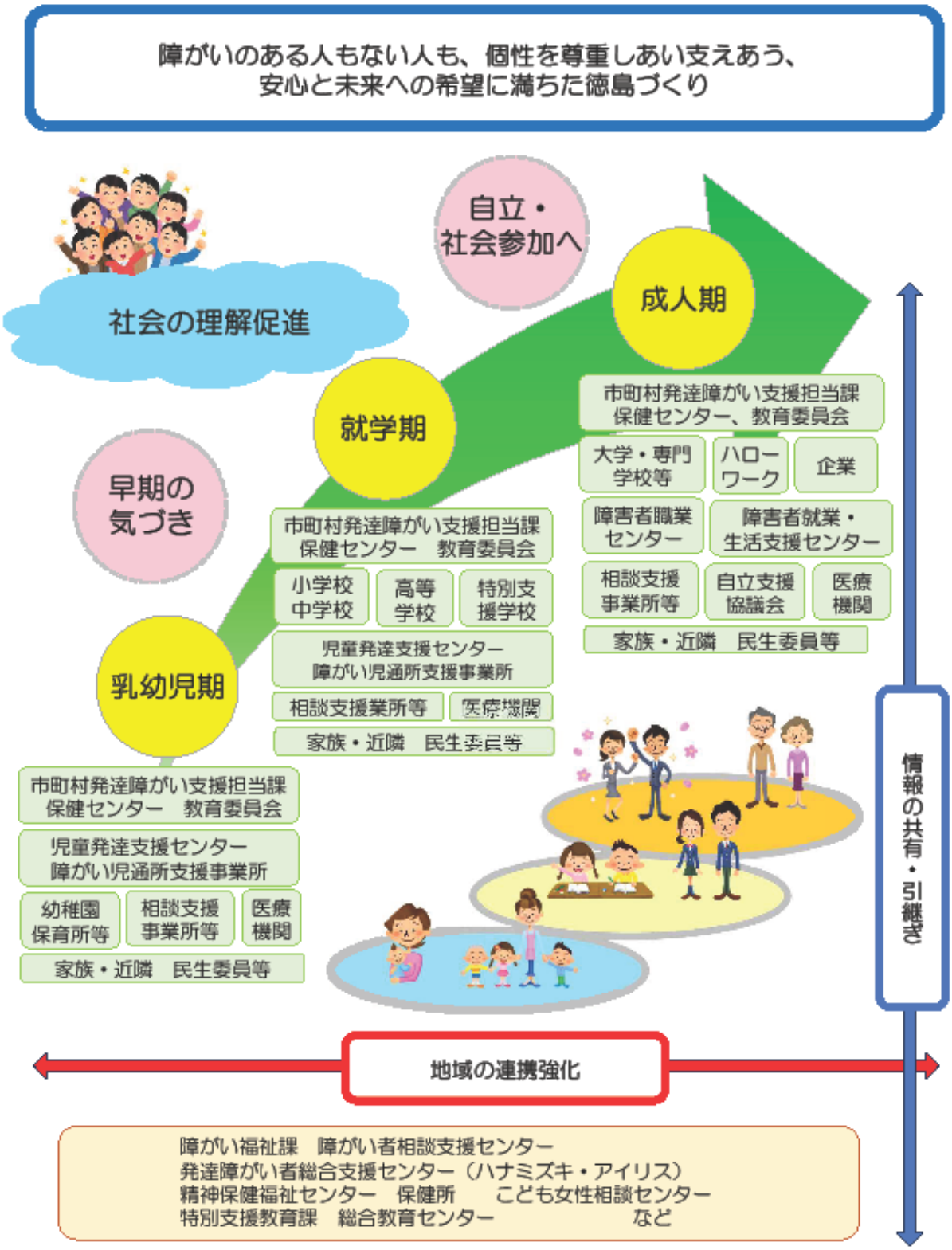

第２章　基本方針に基づいた施策の概要

Ⅰ 地域における支援環境の充実

1　身近な地域での相談支援体制の強化

【現状と課題】

○　身近な地域での相談支援体制の充実・強化に向けて、発達障がい者総合支援センターでは、機関コンサルテーション（※4）やケース会議、困難事例への専門的助言などを行っています。

　また、地域の支援力向上に向けた研修や専門員の養成を行うとともに、地域ごとの協議会への参加による地域との連携強化を図っています。

○　発達障がい者総合支援ゾーンでは、「発達障がい者総合支援センターハナミズキ」「徳島県立みなと高等学園」「徳島赤十字ひのみね医療療育センター」「徳島赤十字乳児院」の４つの施設が、それぞれの専門性に応じた支援を展開するとともに、ケースにより相互に連携した支援を行っています。

○　「令和７年度発達障がい児者支援に関する実態調査」では、以下の６つの大きな課題が挙げられています。

1. 医療、相談、療育機関等社会資源の不足
2. 専門的知識をもつ人材の不足
3. 本人だけでなく家族に対するサポート体制の強化
4. ライフステージの移行に伴う情報の共有化等関係機関の連携
5. 当事者が安心して過ごせる居場所や交流の場の確保
6. 地域での発達障がいに対する理解の促進

　この結果を踏まえて、今後も、身近な地域での支援体制の強化と関係機関相互の連携、継続的な研修による人材育成を推進する必要があります。

【施策の方向性・具体的な取組】

■きめ細やかな相談支援体制の強化

　発達障がい者やその家族が、より身近な地域で相談することができるよう、市町村における支援体制の強化及び対応力の向上を図ります。

　また、支援を必要とする人が見過ごされたり、どの支援機関にもつながっていないという状態にならないよう、確実かつ迅速に支援をつなぐ地域のネットワークづくりを推進します。

　さらに、切れ目なく適切な支援を行えるよう、支援者（保健師、保育士、教員、相談支援事業所職員等）の資質向上や、地域での支援の核となる人材の育成を進めます。

〈具体的な取組〉

○機関コンサルテーションや医療相談、移動相談等による支援体制の充実
○市町村職員や相談支援事業所等職員に対する研修会の実施
○発達障がい者支援専門員、発達障がい児コーディネーターの養成
○発達障がい者地域支援マネジャーの活用による人材育成と関係機関のネットワークづくり

■地域の連携強化による支援の充実

「令和７年度発達障がい児者支援に関する実態調査」の結果を踏まえ、発達障がい児者とその家族が、身近な地域で「乳幼児期」から「成人期」まで、切れ目のない支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、地域の連携強化に向けた取組を推進します。

また、強度行動障がい（※5）を有する人への支援等、困難事案に対応する支援者のサポートができる体制の整備を進めます。

さらに、発達障がいを背景とした、二次障がい、生活困窮、高齢等の複雑な事例に対して適切な支援が行えるよう、県・市町村・教育委員会・学校・医療機関・相談支援事業所等が、情報を共有し、役割分担とネットワーク形成を図る等、支援体制の充実を図ります。

〈具体的な取組〉

○自立支援協議会や連絡調整会議等を通じた連携強化
○広域的支援人材（※6）による強度行動障がいを有する児者等への支援力の向上
○市町村の困難事例への「サポートチーム」派遣
○かかりつけ医等、医療機関を対象とした研修の実施
○医療機関との連携による医療相談や連携診療等医療従事者とのケース会議等の実施
○医療機関に関する情報発信の充実

■発達障がい者総合支援ゾーンの連携による支援の充実

発達障がい者総合支援ゾーンでは、引き続き連携によるメリットを活かした支援を行うとともに、連携支援のモデルとして取組を拡大していきます。

〈具体的な取組〉

○ひのみね医療療育センターと連携した就学前早期支援
○乳児院と連携した地域の子育て支援
○みなと高等学園と連携した就労定着支援と相談窓口の設置

２　災害への備え

【現状と課題】

○　平時からの災害への備えとして、発達障がい児者やその家族を対象とした学習会、市町村や地域の支援者を対象とした研修会を実施するほか、「発達障がい者『知って備える』防災ハンドブック」を作成し、災害対応力の向上に取り組んできました。
○　発達障がい児者は、その障がい特性から避難所での集団生活が困難であったり、外見から障がいが分かりにくいために、適切な支援が受けられなかったり、あるいは心理的なショックから体調を崩す場合があります。
○　近年、地震や豪雨等の自然災害が頻発化、甚大化する中、発達障がい児者やその家族が一人ひとりの特性に応じた防災知識や技術を習得できるよう支援するとともに、地域の支援者をはじめとするすべての県民に対して発達障がいの特性や適切な対応方法に関する理解促進を図り、地域全体の災害対応力を強化する必要があります。

【施策の方向性・具体的な取組】

■災害対応力の向上と支援体制の強化

災害時に発達障がい児者やその家族が、命を守り、安心・安全な避難生活を送ることができるよう、発達障がい児者やその家族の防災知識や技術習得を支援し、災害への対応力向上を図ります。同時に、地域の支援者に対し、発達障がい者の特性理解とその支援技術向上を図るとともに、連携による災害時における支援体制の強化、県民に対する発達障がいへの理解促進を図ります。

〈具体的な取組〉

○発達障がい児者やその家族等を対象とした研修会や防災訓練等の実施
○地域の支援者を対象とした研修会の実施
○災害時の避難所生活支援者の養成
○市町村等危機管理担当部署との連携促進
○発達障がい者防災ハンドブックの活用促進
○県民を対象とした研修会等の実施
○地域で支える仕組み(受入体制)の構築
○ヘルプマークの周知・活用

Ⅱ ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

1　乳幼児期における支援の充実

【現状と課題】

○　乳幼児健康診査における早期発見・早期支援につなげるため、アセスメントツール（※7）導入に向けた支援を行うとともに、乳幼児期に関わる支援者を対象とした研修会を開催してきました。

○　保育所・幼稚園や通所支援事業所等の職員が、子どもの発達特性を理解し、個々の状況に応じた適切な関わりや環境整備を行えるよう、専門性向上のための研修会を実施するとともに、専門職チームの派遣や機関コンサルテーション、ケース会議を通して、指導・助言を行っています。

○　保護者への支援として、ペアレントトレーニング（※8）教室や親子参加型プログラムの実施、子育てに役立つ様々な情報提供、サポートブックやサポートシートの作成支援、ピアサポート（※9）の場の提供、ペアレント・メンター（※10）の養成・活動支援などを行っています。
　また、市町村を対象にペアレントプログラム（※11）の普及を進めてきました。

○　専門医療機関や療育機関などの社会資源の不足により、身近な場所で支援を受けられないことが課題となっている地域に対し、移動相談を実施しています。

【施策の方向性・具体的な取組】

■乳幼児期における早期発見・早期支援に向けた取組

　乳幼児健康診査における早期発見、早期支援につなげるため、乳幼児健康診査に関わる支援者への技術支援や研修会等を継続して行うとともに、保護者に気づきの段階での支援を行えるよう支援者の資質向上を図ります。

　また、子どもが集団生活を経験する場である保育所や幼稚園等の職員に対して、社会性の発達や発達障がいの特性を理解し、個々に応じた対応や関わり方ができるようスキルアップを図るとともに、保護者との連携の仕方の習得を支援します。

　さらに、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの普及を図るとともに、子育てに悩む保護者同士が、お互いに支えあうことができるピアサポートの場の充実、地域の身近な相談窓口等の情報把握及び提供に取り組みます。

　加えて、発達障がいのある子どもを持つ先輩保護者で、「信頼できる相談相手」となるペアレント・メンターを養成するとともに、グループ相談会等の活動を充実していきます。

　また、地域における社会資源の不足に対応するため、早期に診断を受け、必要な療育につながる体制の充実を図ります。

〈具体的な取組〉

○保健師、保育士等、乳幼児健診に関わる支援者を対象とした研修会の実施
○５歳児健診を含む乳幼児健診へのサポート
○機関コンサルテーション及び個別ケース会議を通じた支援
○就学前施設への専門職の派遣によるスーパーバイズの実施

〇発達障がい児コーディネーターの養成（再掲）
〇障がい児通所支援事業所等におけるペアレントトレーニングの実施支援
〇幼児期の保護者を対象とした親子参加型の子育て支援教室及びペアレントトレーニング教室の実施
〇乳児院と連携した地域の子育て支援
〇市町村の子育て教室等でのペアレントトレーニングのウォーミングアップとなる「ほめ方講座」等の開催及び技術支援
〇市町村でのペアレントプログラムの実施支援
〇保護者支援のできるペアレント・メンターの養成及びグループ相談会等の実施
〇地域の身近な相談窓口等の情報把握及び提供

２　就学期における支援の充実

①就学期における発見と支援

【現状と課題】

○　発達障がいを早期に発見し、適切な時期に必要な支援を行うため、研修講座の開催による教育支援委員会の機能強化と、「地域特別支援連携協議会」での情報共有を通じた相談支援ファイル等の活用による、就学時の円滑な引き継ぎを推進しました。
○　園・学校を対象とした各職務研修や教育支援委員会調査員研修講座、特別支援教育アドバンスセミナーなどの研修を実施し、教職員の発達障がい児等への理解の促進と支援の質の向上を図りました。
○　地域の相談機関等の各種パンフレットを、特別支援教育に関する研修で配布したり、Ｗｅｂサイトに掲載したりすることにより、関係機関とつながるための相談機能の周知を図りました。
○　オンラインによる事例検討研修会では、３５０人以上が参加し、事例検討を行うことで、学校等の相談体制の強化を図りました。
○　特別支援学級等だけでなく、通常の学級を含めた多様な学びの場に応じた適切な対応について、教職員のさらなる理解や実践力が求められています。

【施策の方向性・具体的な取組】

■多様な学びの場における指導・支援の充実

就学期において、発達障がいを早期に発見するとともに、適切な時期に必要な支援を行うため、特別支援教育に関する研修等を実施します。

就学期における多様な学びの場の充実に向け、主体的・協働的に学び続ける教員の育成を目指した参加者主体の研修を実施することで、教員の専門性向上を図ります。

〈具体的な取組〉

〇特別支援教育に関する研修の実施
〇参加者主体の研修の実施

②就学期における支援体制の整備

【現状と課題】

○　幼・小・中学校において浸透してきた「ポジティブ行動支援」の取組について、「新時代『発達障がい教育』推進プロジェクトチーム」（※12）と協働し、最新の研究知見に基づいた研修を実施しました。２０２５年３月の時点で、３２の実践事例をホームページで公開することで、普及啓発に努めました。

○　「ポジティブ行動支援」に関する理念の浸透は進んできましたが、地域や校内で推進していくリーダーの育成が必要です。

○　高等学校において、コミュニケーション能力や社会性を育むためのソーシャルスキルトレーニングを取り入れた自立活動を実施する「通級による指導」を４校で導入し、支援の充実を図りました。

○　特別支援学校では、生徒の社会的自立や地域とのつながりを深めるため、多角的な取組が行われています。

○　就労支援については、生徒の職業能力の向上を図るため、本県独自の「とくしま特別支援学校技能検定」の継続実施及び新たな検定種目の開発に取り組むとともに、同検定を通じて習得した清掃や接客の技能をいかし、地域施設の清掃やお接待等の地域貢献活動を展開しました。

○　特別支援学校「You Me(ゆめ)チャレンジフェスティバル」の開催を通じて、生徒と参加事業所が直接交流する機会を拡充することで、生徒の就労意欲を高め、参加した事業所における障がい者雇用への理解を促進しました。

○　生涯学習につながる文化・スポーツ活動においては、Ｗｅｂ上での「きらめきアート展」やオンラインによるスポーツ大会を実施し、県内外の学校と文化・体育活動を通じた交流を深めました。

○　消費者庁と連携して作成した教材を活用した障がい特性に合わせた消費者教育や、地元の選挙管理委員会と連携して実際の投票箱等を使用した実践的な主権者教育など、社会に出てから必要となる知識を習得するための指導を行っています。

○　切れ目ない支援の充実に向け、全市町村において教育・福祉・医療などで構成する「地域特別支援連携協議会」を設置し、相談支援ファイルや引継ぎシートの活用、情報交換を通じて学校と関係機関との連携体制の定着を図りました。

○　特別支援学級の学級運営や指導を行うためのガイドブック「特別支援学級ハンドブック」を改訂し、特別支援学級担任者研修等において、発達障がいのある子どもの障がい特性や支援に関する基礎的な知識等を学ぶ研修を実施しました。

○　特別支援教育コーディネーター等の職務研修、また特別支援教育推進月間等において、特別支援ｅラーニング教材やオンデマンド動画を活用することで、特別支援教育に関する基礎知識の習得を促しました。

○　「新時代『発達障がい教育』推進プロジェクトチーム」である専門家と連携したコンサルテーションを実施し、指導と評価をセットにした事例研究に取り組みました。事例研究の成果は、実践報告会で発表するとともに、成果としてＷｅｂサイトに公開しました。

○　発達障がいへの理解促進を図るため、「発達障がい教育講演会」を県民向けに開催しました。

○　企業等に対する研修支援として、発達障がい者等の理解・啓発のための研修を実施しました。

○　多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向け、学校が地域との連携や、近隣住民等との協働を通して、多様な障がいのある児童生徒が、幅広い世代の方と交流しながら活躍できる教育活動を一層充実させていく必要があります。
○　子どもの支援の充実のためには、学校以外の本人を取り巻く環境を整備していくことも重要です。放課後や休日における居場所づくりのため、放課後等デイサービスをはじめ、福祉サービスの活用も進んでいますが、支援者の資質向上を図ることが課題です。また、不登校やひきこもり等の二次障がいの予防のためには、周囲の子どもに対する発達障がいについての啓発はもちろん、本人の自己理解を促す環境づくりや保護者の障がい受容のための取組も必要です。

【施策の方向性・具体的な取組】

■各園・学校での取組
幼・小・中学校において浸透してきた、「ポジティブ行動支援」の取組を深化、発展させていきます。また、その取組を、地域や校内で推進していくリーダーの育成に努めます。
高等学校に在籍する多様な障がいや背景がある生徒への理解を深めるとともに、ダイバーシティ推進やソーシャルスキル指導に関する教員研修を充実し、支援技術の向上を目指します。
特別支援学校の児童生徒が将来にわたって地域で活躍できる力を身に付けるため、地域と連携した教育活動を充実します。
障がいのある幼児児童生徒が、生涯を通じて芸術や文化、スポーツに親しみ、充実した生活を送ることができるよう、学齢期から質の高い体験や活動ができるような機会を多く設けます。

■教職員の専門性の向上
幼・小・中・高等学校の全ての教員について、発達障がいのある子どもの障がい特性や支援に関する基礎的な知識等、幅広く特別支援教育を学ぶことができる環境を整備します。
学識経験者等との協働により、発達障がい等のある児童生徒への指導・支援に関する実践力を育成することで、特別支援学校のセンター的機能の強化を図ります。

■発達障がいの理解促進
発達障がいへの理解を深めるとともに、その指導・支援について学ぶことができるよう、県民を対象とした研修を開催します。

〈具体的な取組〉
○「ポジティブ行動支援」の取組を地域や校内で推進していくリーダーの育成
○高等学校等における教員の専門性及び組織的な支援力を強化する発達障がい教育研究会を実施
○児童生徒が活躍する地域貢献活動の実施
○生涯学習につながる特別支援学校スポーツ大会等の充実
○主体的・協働的に学び続ける教員の育成
○教育分野の専門家と連携した特別支援学校の課題解決に向けた取組を推進
○発達障がいに関する研修会の実施

○ライフステージに応じた自己理解の支援
○放課後児童支援員認定資格研修の実施
○放課後児童支援員等の資質向上のための研修実施

③成人期(進学先・就労先等)への円滑な引継ぎ

【現状と課題】
○　共生社会の実現に向けて、障がい者を雇用する企業等を対象に、発達障がい者等サポート出張講座において、発達障がい者の特性理解や就労場面における支援方法について出前講座を行いました。
○　障がい者雇用に実績のある企業からノウハウを学ぶ企業見学会や特別支援学校の現状を知る学校見学会を実施することにより、障がい者の働く力を最大限に引き出すための職場環境づくりや支援方法等について理解促進・啓発を図りました。
○　特別支援学校の小・中学部では、福祉施設等と連携することで、野菜の栽培・収穫・商品化等の農作業に早期から親しむ活動を通じて農福連携による人材育成に取り組みました。また、高等部を中心に近隣住民や企業などと協働して、規格外にんじんや藍を活用した６次産業化に取り組むことで、地域を学びの場とした体験的な学習を実施しています。
○　保護者を対象とした教室を実施し、発達障がいに起因する特性や行動への対応に追われ疲弊している家族に対して、発達障がいの特性や対応方法についての正確な知識・情報を提供し、問題に対処するスキルの向上と家族自身の心の負担軽減を図りました。
○　地域住民や企業等と連携したキャリア教育を一層推進していくことにより、児童生徒が地域社会の中で活躍できる機会を充実していく必要があります。
○　障がい者が職場で長く働き続けることができるためには、職場における障がい理解促進と適切な支援が不可欠であり、引き続き、企業への理解啓発を推進する取組が求められます。
○　発達障がいを背景とした二次障がい等により、当事者やその家族が対応に苦慮しているケースもあることから、当事者だけでなく、ともに暮らす家族の支援に継続して取り組む必要があります。
○　高等学校等から高等教育機関や就労先へ円滑に引き継ぐためには、高等学校等の教員だけでなく、保護者に対しても進学や就職に向けた情報提供をする必要があります。

【施策の方向性・具体的な取組】

■企業等での理解促進と他機関との連携
　将来の職業生活・社会生活の安定のために、それぞれの生徒の障がい特性等について、進学先や就労先の理解促進を図ります。

■地域と一体化したキャリア教育の推進
　多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現に向け、学校が近隣住民や企業、福祉施設等と協働することで、児童生徒が地域で活躍できる教育を一層推進します。

■進学・就労に向けた円滑な引き継ぎ

発達特性を抱えた人の中には、卒業後、進学先や就労先で人間関係や業務内容に対応できず、困難な状況になることがあることから、自立・安定した進学・就労生活を目指すため、適切な自己理解や職業観・就労意識の形成・向上を支援します。また、職業生活・社会生活の安定のためには、家族の理解を支援する必要があり、福祉分野と連携した家族支援が求められていることから、家族への情報提供及びピアサポートの場の提供を行います。

〈具体的な取組〉

○企業等を対象とした研修の実施
○地域や企業等と連携したキャリア教育の推進
○自立及び就労を視野に入れた早期からの継続した支援の実施
○就労等の定着に向けた研修の実施
○家族への情報提供及びピアサポートの場の提供

３　成人期における支援の充実

①高等教育機関における支援

【現状と課題】

○　障害者差別解消法の改正(令和３年５月)に伴い、全ての高等教育機関において障害のある学生への合理的配慮（※13）の提供が義務化されています。円滑に制度が運用されるよう、発達障がいへの理解促進や合理的配慮の意義について積極的に啓発を行う必要があります。
○　発達障がいのある学生が、入学後速やかに必要な合理的配慮を受けられるよう、入学前から、どのような支援が必要か、高等教育機関と家族・本人が話し合っておくことが大切です。
○　発達障がいのある学生の生活・進学・就労について、どこに相談すればよいかわからないという声も聞かれます。学内における相談窓口、居場所づくり、ピアサポートといった多様な支援の充実を図るとともに、外部機関との連携により、医療・保健・福祉・教育・就労等どの機関からでも適切な支援につながる体制を構築する必要があります。
○　一人暮らしをしている学生のひきこもりやメンタルヘルス上の問題について、速やかに支援が受けられる仕組みが必要です。
○　卒業後、円滑に就労支援を受けられるよう、在学中から障害者手帳の取得を検討したり、外部の支援機関や就労支援に関する情報を得ておくことが大切です。

【施策の方向性・具体的な取組】

大人になってから発達障がいに気づく人も多いため、「大人の発達障がいハンドブック」を活用した啓発に取り組みます。また、学生に向け、特性の把握のための支援を行います。

ネットワーク会議や機関コンサルテーション、研修等の実施を通して、高等教育機関と外部支援機関の連携による支援を行います。

入学前、在学中、卒業後を通じて切れ目ない支援ができるよう、関係機関との連携体制の構築に継続して取り組みます。

〈具体的な取組〉
○「大人の発達障がいハンドブック」を活用した啓発
○「発達障がい就労サポートブック」を活用した研修会の実施
○特性把握のための学生向け支援の実施
○高等学校等から高等教育機関への引継ぎに関する研修会の実施
○ネットワーク会議及び機関コンサルテーション等の実施
○就労支援機関等への情報提供及び連携・引継ぎ（相談者記入シートの配布・活用）

②就労と定着に向けた支援

【現状と課題】
○　就労は採用されることがゴールではなく、長く継続して働くことが大切です。発達障がいの特性として、客観的な自己評価を行うことや、未経験のことを想像することが難しい場合があります。安定して働き続けるため、客観的な評価や効果的な振り返りを行えるよう、来所による個別面接やグループ活動を実施し、就労場面での課題解決に取り組みました。
○　ＦＡ（フリーアクティビティ）（※14）等各種活動を通じて、社会的スキルの獲得や就労へのイメージをつかみ、就労へ挑戦する動機付けを高める支援を行っています。
○　職場や社会を知り、働く実感をつかむことを目的として、県の組織や企業の協力を得て、実際の職場で就業体験を行うジョブトレーニングを実施しました。また、受け入れ先の企業に対しても、発達障がいの理解促進につながる取組を行っています。
○　「はたらくサポートプロジェクト」において企業等を対象とした研修や特別支援学校の見学を実施し、発達障がい者等の雇用についての理解啓発を図りました。また、「発達障がい者等サポート出張講座」において、行政や福祉サービス等の職員を対象に研修を実施し、地域における障がい者理解と支援体制の充実につながる取組を行いました。
○　ジョブコーチが職場を訪問し、障がいのある人と一緒に働いている職場の人の双方に対して支援を行うことにより、職場内での雇用管理体制の構築を促進しています。
○　支援機関の情報共有を通して明確になった各機関の役割り、―自己理解や障がい受容から生活面を含めた基本的な就労相談は発達障がい者総合支援センター、就労準備に特化した訓練は障害者職業センターや地域若者サポートステーション、就労継続の支援については障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所により、連携した支援が行われています。
○　障がい受容が不十分な人や障がい非開示で就労を目指す人に対しては、地域若者サポートステーションやハローワークにつなげる支援などを行っています。
○　障がい受容が不十分な場合にも、「発達障がい就労サポートブック」等を活用し、支援を活用するメリットを丁寧に説明したうえで、適切な支援につながるように取り組みました。

○　就職活動時や就労場面で初めて特性に気づく人も多く、その時には自己肯定感の低さや、場合によっては二次障がいが課題になることがあります。自己肯定感や就労意欲を高めるためには、早期から家族や支援者の丁寧な関わりが求められます。
○　どのような職種や働き方が適当かは、個々に異なることから、それぞれのメリット・デメリットや支援機関の情報等、就労に関するさまざまな情報発信に取り組む必要があります。
○　生活面の課題が就労に影響することも多く見られることから、支援機関が連携し、切れ目のない支援を行う必要があります。
○　本人が特性による困り感に気づいていない、あるいは認めていない場合等の職場（上司や同僚）からの相談も増えています。職場の理解や環境整備を進めながら、本人への気づき支援をどのように行っていくかが課題となっています。

【施策の方向性・具体的な取組】

■自己理解支援、就労準備支援の充実・強化

自分の障がい特性を理解していくための支援や、基本的な生活習慣、就労したときに求められるスキル等を学ぶ機会、特性をいかした仕事を見つけるための多様な職種における職場体験や職場実習の充実を図ります。

また、本人の意思決定を支援するため、診断や障がい者手帳の取得方法、障がい者雇用に関する制度やサービスについて情報提供を行います。

一方で、診断や障害者手帳を取得せず、あるいは取得していても一般就労を希望する人も多くいます。職業人として必要な基本ルールやマナーの習得、コミュニケーション能力や社会生活のスキルの向上、職場実習等の就労支援等、関係機関と連携した就労準備の場の確保を推進します。

■定着支援の充実、企業に対する普及・啓発

職場に定着できず離転職をくり返したり、就職後に適応できず、二次障がいを引き起こすことも少なくありません。安定した社会生活を送るため、就労場面における支援だけでなく、生活面や家族に対する支援を継続して行います。

企業においては、少しずつ障がいへの理解が進んできていますが、まだまだ十分とは言えない状況です。就労継続に困難を抱え、本人への支援だけでは課題解決が難しい場合には、本人への支援と並行して、企業に対しても本人の特性に応じた適切な就労環境や配慮等に関する助言を行う等、理解促進に取り組みます。

〈具体的な取組〉

○ライフステージに応じた自己理解や就労準備に関する講座の実施
○支援制度や支援機関についての情報集約・発信
○「発達障がい就労サポートブック」（ナビゲーションシート）の活用
○基本的生活習慣の確立、社会的スキルの習得等に向けた支援（ＦＡ、職業準備支援、就労移行支援、就労継続支援等と連携した多様な職場体験機会の提供）
○就労イメージをつかみ適職を見つけるための職場体験、就労準備の実施（就労支援機関と連携した実習体験）
○就労定着のためのグループ活動の実施
○ジョブコーチ支援の活用
○就労定着に向けた相談窓口の設置

○「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成
○就労支援機関及び労働関係部局と連携した包括的な支援体制の整備、研修会や情報交換会の実施
○企業等を対象とした発達障がい者等の理解促進のための研修の実施
○企業訪問による相談支援、企業見学会の実施

③自立、社会参加に向けた支援

【現状と課題】
○　発達障がい者が生涯にわたって自らの可能性を追求し、地域における活躍の場を広げ、社会から排除されることなく誰もがいきいきと暮らせる「ソーシャル・インクルージョン（※15）」の実現に向け、学校卒業後も生涯を通じた多様な学びと活動の支援体制が必要です。
○　日常生活の基本的スキルの習得につまづき、生活面での困難を抱えている人への生活支援も必要です。
○　発達障がいを背景とした、二次障がいへの対応が求められています。特に精神障がいを併発している場合、医療機関や保健所等との連携が必要不可欠です。
○　二次障がいの中でもひきこもりが依然として課題となっています。
○　高齢者の相談から発達障がいの可能性を指摘され、支援につながるケースも増加しています。生活困窮等の課題を同時に抱えていることもあり、多様な関係機関と連携が必要です。
○　安定して就労(継続)するには、就労面の支援にとどまらず、生活面や家族に対する支援も欠かせません。また、医療機関との連携も必要になってきます。本人や家族を支える支援者が連携し、課題をタイムリーに把握し、的確な支援を行うことが必要です。
○　本人に発達特性の自覚がなく、うつや不安症状、特定の身体症状等で医療機関を受診した結果、発達障がいが疑われるケースも多く見受けられます。医療従事者に発達障がいの理解を促進するとともに、医療と福祉の連携を密にしていくことも重要です。
○　「８０５０問題」や「親亡き後の支援」が課題となっています。地域において、親の生活困窮や高齢化により、地域の支援が必要な状況になって初めて、ひきこもりや発達障がいを背景とした生きづらさを抱えている子の存在が明らかになることがあります。一貫した支援を行うためには、医療、保健、教育、福祉、就労、司法等、様々な支援機関が緊密に連携し、支援を行うことが重要です。

【施策の方向性・具体的な取組】

■社会参加に向けた支援の充実
　発達障がい者の居場所づくりや家族の交流の場として、ピアグループ育成事業を実施します。
　発達障がいのある人が多様な活動に参加する機会を確保できるよう、合理的配慮の提供とそのための環境整備に向けた啓発を行います。
　学校卒業後も切れ目のない学びの場の機会の提供のため、余暇支援・社会的スキルの習得機会として、発達障がいのある人もない人も集える交流の場や居場所の確保に努めます。

個々のニーズに合わせた形態で読書を楽しめる環境づくりの普及、啓発として、公立図書館等へバリアフリー図書を貸し出します。

■ 発達障がい者及び家族への支援の充実

発達障がいに伴う二次障がい、特に精神障がいの併発への対応や、生活困窮等の課題を抱える発達障がい者や保護者に適切に対応するため、医療機関への受診や障がい者手帳の取得に向けた働きかけ、障害年金制度の周知など、医療・福祉をはじめとする多様な関係機関と、より一層の連携の強化に努め、支援の充実を図ります。

また、「親亡き後」に備えるため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係機関と連携して、きめ細やかな支援に取り組みます。

■ ひきこもりへの対応

ひきこもり状態から社会参加できる場として、就労準備のためのグループ活動や当事者グループ活動を実施します。安心・安全な場面で成功体験を重ねることにより、自信や意欲を高め、生活の安定やその後の就労にも意識を向けられるよう支援します。

ひきこもりの現状や相談窓口等について、リーフレットを作成・配布するとともに、パネル展の開催等、情報提供及び啓発に努めます。

地域に潜在するひきこもりの人を早期発見し、適切な機関につないで、きめ細やかな支援を行う「ひきこもりサポーター」を継続して養成します。

関係機関と連携して継続的な個別相談、家族相談を行うとともに、関係機関の連携を強化するため「ひきこもり対策連絡会議」を開催し、地域での連携のあり方を協議します。

県南部・県西部での相談体制を強化するため、ひきこもりサテライト相談や家族教室を実施します。

発達障がいを背景としたひきこもりケースに対し、医療機関やひきこもり支援機関と協働して長期化を防ぐ支援を行うとともに、対応に苦慮し疲弊している家族のエンパワメント（※16）を高める働きかけを強化します。

〈具体的な取組〉

○「障がい者の学びコース」講座の実施
○若い世代のつながりづくりプロジェクト「オリーブの会」
○読書バリアフリーの推進
○ピアグループの育成
○家族を対象とした教室の実施
○発達障がい者支援専門員の養成（再掲）
○市町村の困難事例への「サポートチーム」派遣による支援（再掲）
○生活リズムをつくるきっかけづくり
○ひきこもりの本人や家族に対する支援（個別相談、集団療法）
○南部・西部ひきこもりサテライト相談
○医療機関やひきこもり支援機関、相談支援事業所等と連携した包括的な支援の実施
○「ひきこもり対策連絡会議」の開催
○ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の実施

Ⅲ 社会の正しい理解の促進とインクルージョンの推進

【現状と課題】

○　発達障がいという言葉は認知されてきましたが、発達障がいに対する理解や対応については、まだまだ啓発が必要です。発達障がい児者が、その人らしく社会生活を送ることができるよう、より一層、発達障がいについての理解促進に取り組む必要があります。

○　発達障がい児の発達には、最も身近な支援者である保護者やその家族、関係機関の関わり方が重要とされていることから、保護者やその家族、関係機関の理解促進も求められています。また、大人になって発達障がいに気づくケースも多く、家庭や職場、地域社会において、発達障がいについての理解促進を図る必要があります。

○　発達障がいのある人が、その人らしい社会生活が送れるよう、社会全体のさらなる理解促進やヘルプマークの認知向上を進めるとともに、障がいを理由とした差別解消に向けた普及啓発を強化する必要があります。

○　障害者差別解消法の改正に伴い、行政機関等だけでなく民間事業者においても「合理的配慮の提供」が義務化されました。これにより、学校や職場、店舗などあらゆる地域社会の場面において、障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」と、一人ひとりの障がい特性に応じた「合理的配慮の提供」についての理解促進を推進する必要があります。

【施策の方向性・具体的な取組】

■障がいを理由とする差別の解消とインクルージョンの推進

共生社会の実現には、障がいのある人の社会参加を阻む「社会的障壁」の除去が不可欠です。特に発達障がいは外見から判断しにくく、支援につながりにくい課題があります。

障がいの有無に関わらず、全ての人が排除されず共に生きる社会づくりに向けて、あらゆる差別を解消し、適切な配慮と支援が行き渡るよう、広く啓発を推進していきます。

■関係機関の理解促進及び支援の質の向上

発達障がいは、周囲の正しい理解と支援があれば、その人らしい社会生活が送れることを、様々な手段で幅広く発信していき、誰もが暮らしやすい環境づくりを進めます。また、保護者やその家族、関係機関や職場に対して、発達障がいについての理解促進を図ります。

あわせて、福祉・教育のほか、司法・労働など幅広い分野への講師の派遣や、子育て支援センター等でのペアレント・メンターを活用した啓発により、地域における発達障がいへの理解を深めます。

さらに、発達障がい児者への支援に関する情報を集約し、支援機関の一覧を掲載する等、情報発信のさらなる充実を図ります。

〈具体的な取組〉

○発達障がいについての理解促進のための研修及び講師派遣
○各種ハンドブック等を活用した発達障がいへの理解促進
○「とくしま発達障がい総合サイト」の充実

■効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化

県民への発達障がいに対する正しい理解促進と「心のバリアフリー」を推進するため、講演会やブルーライトアップ等の啓発イベント、各種ハンドブックの配布、ヘルプマークの普及など、効果的な普及啓発事業の展開と情報発信の強化を図ります。

〈具体的な取組〉

○県民を対象とした講演会の開催
○世界自閉症啓発デーにおける啓発活動や、ブルーライトアップ、県内各地での啓発イベントの実施
○市町村等イベントにおけるパネル展示の実施
○デジタルサイネージ（※17）や地域の広報誌等を活用した情報発信
○ホームページやＳＮＳを活用した情報発信の充実
○ヘルプマークの周知・活用（再掲）

用語解説

※1　療育：
障がいやその疑いのある子どもの発達を促し、日常生活や社会生活を円滑に過ごせるよう、障がいの程度や特性に応じて様々な方法で支援すること。

※2　ポジティブ行動支援：
障がいの有無に関わらず、望ましい行動を効果的に教え、その行動ができた際に承認・称賛をすることにより、全ての幼児児童生徒が主体的に適切な行動を学ぶ教育方法のこと。

※3　二次障がい：
発達障がい者に対する適切な支援がなされない場合、その特性により生じる問題に周囲が気付かず無理強い、叱責等を繰り返すことで失敗やつまずきの経験が積み重なり自尊感情の低下を招き、さらに適応困難、不登校やひきこもり、精神障がい等、二次的な問題としての問題行動が生じること。

※4　機関コンサルテーション：
関係機関の職員に対して、発障障がいについての知識や発達障がい児者やその家族への適切な支援方法に関して説明・助言を行うこと。

※5　強度行動障がい：
自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の　乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態

※6　広域的支援人材：
強度行動障がいを有する児者の状態が悪化した支援困難な状況に対してアセスメントを行い、当該児者が利用する事業所に対し、支援内容等について助言等を行うなど、地域の支援体制整備の核となる人材

※7　アセスメントツール：
発達障がいを早期発見し、また、その後の経過を評価するための確認用質問紙等で、Ｍ－ＣＨＡＴ、ＰＡＲＳ等がある。

※8　ペアレントトレーニング：
保護者が子どもへのより良い関わり方や、気になる行動への効果的な対処方法について学ぶためのプログラム。

※9　ピアサポート：
同じような障がいや病気、生活上の問題等を抱える人や家族同士で支えあうこと。

※10 ペアレント・メンター：
「信頼できる相談相手」の意味。発達障がいの子どもを持つ親等であって、その子育て経験を活かし、発達障がい児の育て方について体験談や助言を行う者。

※11 ペアレントプログラム：
子どもの行動修正までは目指さず、保護者の認知を肯定的にすることに焦点をあてており、子育て支援全般に活用できる。

※12　新時代「発達障がい教育」推進プロジェクトチーム：
発達障がい等への支援をはじめ、特別支援教育の充実を図るために設置した、最新の研究治験を有する教育分野の研究者で構成された専門家チーム。

※13　合理的配慮：
障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、行政機関等は負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの）を取り除くために行う、必要で合理的な配慮のこと。

※14　ＦＡ（フリーアクティビティ）：
ひきこもりや昼夜逆転の生活からの脱却、生活リズムの回復等を目的とした作業体験などの就労準備活動（徳島県発達障がい者総合支援センターの造語）。

※15　ソーシャル・インクルージョン：
「すべての人々」を孤立や排除から援護し、社会を構成する一員として包み支え合うこと。

※16　エンパワメント：
障がいのある人やその家族が、自らの生活を自らコントロールできる・自立する力を得ること。

※17　デジタルサイネージ：
屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を活用した情報発信システム。

徳島県発達障がい者支援地域協議会委員名簿

学識経験者	鳴門教育大学大学院　准教授	岡　　綾　　子
	徳島大学大学院　准教授	千　葉　　進　一
	四国大学　准教授	喜　馬　　久　典
	徳島文理大学　教授	江 口　久 美 子
医　　療	徳島赤十字ひのみね医療療育センター　副園長	洲　崎　　一　郎
	徳島県医師会	井 崎　ゆ み 子
	徳島県精神科病院協会　会長	櫻　木　　章　司
保　　健 （市長会・町村会）	市長会会長（徳島市）こども家庭センター所長補佐	宮　尾　　年　恵
	町村会会長（北島町）福祉課係長	後　藤　　真　世
福　　祉	ねむのき　施設長	仁　木　　伸　一
	おりなす（愛育会地域生活総合支援センター・なごみ）所長	大　西　　克　和
	徳島県保育事業連合会　副会長 （阿南市平島こどもセンター　所長）	小　川　　和　子
教　　育	徳島県国公立幼稚園・こども園教育研究会 会長（徳島市立千松幼稚園園長）	中　川　　理　栄
	徳島県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会（鳴門市桑島小学校校長）	鈴　江　　陽　子
	徳島市・名東郡中学校教育研究会特別支援教育部 会長（徳島市北井上中学校校長）	豊　田　　佳　男
	徳島県高等学校長協会発達障がい教育研究会 （徳島県立那賀高等学校教諭）	藤　江　　純　子
	徳島県特別支援学校長会 （徳島県立みなと高等学園校長）	安　崎　　輝　彦
労　　働	徳島労働局職業安定部職業対策課課長	三 木　さ と み
	徳島障害者職業センター所長	穂　坂　　英　春
親 の 会	徳島県自閉症協会副会長	島　　優　　子

徳島県発達障がい者総合支援センター

ハナミズキ
〒７７３－００１５
小松島市中田町新開２－２
TEL：０８８５－３４－９００１
FAX：０８８５－３４－９００２

アイリス
〒７７１－２１０６
美馬市美馬町字大宮西１００－４
TEL：０８８３－６３－５２１１
FAX：０８８３－５５－２２０６

E-mail： hattatsu@mail.pref.tokushima.jp